

介護職員等による喀痰吸引等 (たんの吸引等)

事業者登録の手引き



提出先・お問い合わせ先

【 1・2号 】 大分県福祉保健部高齢者福祉課 介護保険推進班
☎ 097-506-2696

【 3号 】 大分県福祉保健部障害福祉課 自立・療育支援班
☎ 097-506-2749

大分県HP: キーワードを入れる

目次



1. 事業者登録について		1
2. 事業者の種類		1
3. 登録基準		2
4. (1)申請等手続きについて		8
(2)登録適合書類について		10
5. 登録の変更・辞退の届出について		13
6. たんの吸引等ができるまでの流れ		14
7. 罰則規定		16

【注釈】

- 「法」：改正法により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」
- 「省令」：改正省令により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)」

事業者登録の手引き

1. 事業者登録について

個人・法人に関わらず、介護職員等によるたんの吸引等を実施するには、事業所が所在する都道府県から事業者としての登録を受ける必要があります。登録事業者になるには、登録基準を満たしている必要があり、申請は事業所の指定単位ごとに行います。

◇対象となる事業所・施設の例

- ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・障害者施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・特別支援学校

※病院又は診療所などの医療機関は対象外です。

2. 事業者の種類

(1) 登録特定行為事業者

たん吸引等研修（第1号・第2号・第3号研修）を修了し、都道府県から認定証の交付を受けた介護職員等の従事者にたんの吸引等の医療的ケアを行わせる事業者のことを指します。なお、認定従事者が不在の場合でも、看護師資格をもつ介護職員が従事者名簿に記載されていれば登録は可能です。

(2) 登録喀痰吸引等事業者（※第1号・第2号研修のみ該当）

介護福祉士登録証にたん吸引等の行為の付記登録がある介護福祉士に、たんの吸引等の医療的ケアを行わせる事業者のことを指します。また、登録喀痰吸引等事業者は、登録特定行為事業者とは違い、自らの施設で介護福祉士に対する実地研修を実施することができます。その代わり登録喀痰吸引等事業者として登録する場合は、上記の要件を満たす介護福祉士が従事者名簿に記載されている必要があり、**看護師資格等による代替は不可です。**

◇用語の区別について

「たんの吸引等」＝たんの吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）

経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養）

「特定行為」＝認定証の交付を受けた介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケア

「喀痰吸引等」＝介護福祉士登録証に行為の付記を受けた介護福祉士によるたんの吸引等の医療的ケア

3. 登録基準（法第 48 条の 5，省令第 26 条の 3）

事業者の登録にあたって満たすべき要件は以下のとおりです。これらは登録適合書類（第 1 号様式の 4）で確認します。

(1) 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されていること

- ・ たんの吸引等の実施に際し、文書による医師の指示を受けること
- ・ 対象者の状態についての医師又は看護職員による定期的な確認とその情報の共有による介護職員等との連携体制の確保・適切な役割分担
- ・ 個々の対象者の状態に応じた、たんの吸引等の内容を記載した「計画書」の作成
- ・ たんの吸引等の実施状況を記載した「報告書」の作成と医師への提出
- ・ 緊急時の連絡体制の整備
- ・ これらの業務の手順等を記載した「業務方法書」の作成

(2) 医療的ケアを安全かつ適正に実施するための必要な措置が講じられていること

- ・ 実地研修を修了した介護職員等が業務を行なうこと
- ・ 実地研修を未修了の介護福祉士に対する実地研修の実施（※登録喀痰吸引等事業者のみ）
- ・ 医療関係者を含む委員会設置や研修実施などの安全確保のための体制の確保
- ・ 必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
- ・ たんの吸引等の「計画書」の内容についての対象者本人や家族への説明と同意
- ・ 業務上知り得た秘密の保持 など

(3) 医療的ケア実施体制が充実しており介護福祉士等が実施する必要性に乏しい場合は非該当となること

上記登録基準の具体的な内容は次のとおりです。

(1) 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されていること

《医師の文書による指示》

- 対象者の希望、心身の状況等を踏まえて、以下の医学的観点に基づき個別に指示を受けること
 - ・ 介護職員等によるたんの吸引等の実施の可否
 - ・ たんの吸引等の実施内容
 - ・ その他、たん吸引等実施計画書に記載すべき事項
- 文書による指示を行なう医師については、施設の場合は配置医や嘱託医、在宅の場合は対象者の主治医等を特定して、対象者の身体状況の変化等にも継続的に対応できるように努めること
 - 〈注〉対象者の状態に変化がない場合、指示書の有効期間は 6 ヶ月。

《医療関係者との連携確保及び役割分担》

- 医師又は看護職員による対象者の定期的な状態確認を行ない、対象者の心身の状況に関する情報をたんの吸引等に従事する介護職員等と共有し、たんの吸引等の実施に際しての介護職員等と医療関係者との間での連携体制の確保と適切な役割分担を定めること
- ・ 施設の場合：施設内における配置医や看護職員とたんの吸引等に従事する介護職員等及び施設管理者の関与について、組織内部規程及び組織図等で定めておく
- ・ 在宅の場合：たんの吸引等に従事する介護職員等及び所属事業所の管理責任者、対象者に関与する訪問看護事業所の看護職員及び管理者、並びに主治医等の間での連絡体制等についての取り決めを文書化し、連携体制を構築する
- 対象者ごとに情報共有の方法、医療関係者による定期的な状態確認の方法等それぞれの状況に応じた役割分担の明確化についての取り決めを文書化すること

《たん吸引等の計画書の作成》

- 個々の対象者の希望及び心身の状況並びに医師の指示を踏まえ、医師又は看護職員との連携の下に、たんの吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成し、介護職員等、所属施設又は事業所の管理責任者、医師及び看護職員、対象者及びその家族等との認識の共有のもとで継続的に実施すること
- 対象者の心身の状況の変化や医師の指示等に基づき、必要に応じて計画書の内容等の検証や見直しを適宜行なっていく必要があること

《たんの吸引等の実施状況報告書の作成》

- たんの吸引等の実施日、実施内容、実施結果等を実施状況報告書に記載し、所属施設又は事業所の管理責任者、関係する看護職員への情報提供や確認も踏まえながら、指示を行なった医師への報告と確認を行なうこと
- 報告の頻度については、たんの吸引等の提供が一定程度安定して行なわれている場合、例えば施設の場合は毎月の定例会議、在宅の場合は関係者から成る定例会議等で報告を行なうなど、一定の頻度で行なうこと

《急変時の対応》

- 介護職員等がたんの吸引等の業務に携わっている時に対象者の病状の急変が生じた場合等は、速やかに医師又は看護職員へ連絡を行なう等の必要な措置を講じなければならないため、連携確保及び役割分担に関する取り決め等を文書で定めておくこと

《業務方法書の作成》

- 提供業務に関する一定程度以上の基準を整備し、安全かつ適正な提供体制の確保を図るため、たんの吸引等の業務内容及び関係者や関係機関等の具体的な内容を「業務方法書」として文書化し共有すること
- 以下に掲げる登録基準の適合要件の内容を定めている場合は、登録適合書類として差し支えない

①喀痰吸引等の提供体制に関すること

- 具体的な連携体制及び役割分担に関すること（省令第26条の3第1項第2号）
 - ※関係機関の名称、関係者の氏名及び役職等を含むこと
 - ※情報共有の方法、定期的な状態確認の方法等それぞれの状況に応じた役割分担の明確化を含むこと
- 具体的な安全体制に関すること（省令第26条の3第2項から第5号まで）
 - ・安全委員会の設置・運営に関すること
 - ※安全委員会の設置規程、構成員一覧、その他実施計画など委員会の運営に関する資料を含むこと
 - ・実践的な研修会に関すること
 - ※研修内容を含んだ具体的な研修計画を含むこと
 - ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析に関すること
 - ※実施の目的、ヒヤリ・ハット等の事例の収集法や報告様式、具体的な分析体制等を含むこと
 - ・備品及び衛生管理に関すること
 - ※備品一覧、衛生管理に関する規定、感染予防及び感染症発生時の対応マニュアル等を含むこと
- 秘密保持に関すること（省令第26条の3第2項第7号）
 - ※対象者への説明手順等に関する施設又は事業所内の取り決め等を含むこと

②喀痰吸引等業務の手順に関すること

- 医師の文書による指示に関すること（省令第26条の3第1項第1号）
 - ※当該施設又は事業所において使用する指示書様式、具体的な指示の手順等を示した記載要領の整備等を含むこと
- 具体的な計画作成に関すること（省令第26条の3第1項第3号）
 - ※当該施設又は事業所において使用する喀痰吸引等計画書様式、計画承認のプロセスに関する規程、計画変更・見直しの頻度等に関する取り決め等を含むこと
- 具体的な報告手順に関すること（省令第26条の3第1項第4号）
 - ※当該施設又は事業所において使用する喀痰吸引等実施状況報告書様式、報告頻度や報告の手順等に関する取り決め等を含むこと
- 対象者の同意に関すること（省令第26条の3第2項第6号）
 - ※同意に要する様式、同意を得るための具体的な説明手順、同意を得た旨の証明に関する取り決め等を含むこと
- 具体的な急変時の連絡手順に関すること（省令第26条の3第1項第5号）

(2) 医療的ケアを安全かつ適正に実施するための必要な措置が講じられていること

《実地研修修了者によるたんの吸引等の実施》

●実地研修を修了している介護職員等によるたんの吸引等の業務を行なわせること

- ・介護職員等は認定を受けた行為に限り実施可能
- ・介護福祉士は登録を受けた行為に限り実施可能

※実地研修を修了していない介護福祉士にたん吸引等業務を行なわせた登録略痰吸引等事業者は登録取消又は業務停止処分の対象となり得る。又、介護福祉士は行政処分の対象となり得る。

《安全委員会の設置、研修体制の整備その他の安全体制の確保》

●医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置、たんの吸引等を安全に実施するための研修体制の整備その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保すること

□施設・在宅における安全確保体制

- ・施設の場合：施設長をはじめ、医師又は看護職員等の医療関係者、たんの吸引等の従事者を含む介護関係者から構成される安全委員会を設置
- ・在宅の場合：たんの吸引等の従事者及び所属事業所の管理責任者、対象者に関わる全ての訪問看護事業所等の看護職員、主治医等の多職種から構成される場を設置

※既存の委員会等において満たすべき構成員等が確保されており、下記に示す内容について実施可能な場合は、その既存の体制の活用により安全確保体制を構築しても差し支えない。

□安全確保体制における具体的取組内容

- ・委員会の設置規程に関する事
- ・たんの吸引等業務の実施規程に関する事
- ・たんの吸引等業務の実施方針・実施計画に関する事
- ・たんの吸引等業務の実施状況・進捗状況の把握に関する事
- ・たんの吸引等業務の従事者等の教育等に関する事
- ・その他、たんの吸引等業務の実施に関して必要な事項に関する事

□安全委員会等の運用上の留意事項

- ・安全委員会等の管理及び運用の責任体制を明確にすること
- ・連絡調整を行なう役割を明確に設けること
- ・新規対象者に速やかに対応できるよう、臨機応変な委員会の構成をすること
- ・安全委員会の構成員が所属する機関等と協力及び連携を図ること

□研修体制の整備その他の安全確保

- ・たん吸引等の提供は安全確保を徹底して行なう必要があることから、業務に応じた実践的な研修（OJT研修）の実施や、ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析を行なうための体制整備を行うこと
- ・賠償すべき事態において速やかに賠償を行なうため、事業所において実施するたんの吸引等が対象となる損害賠償保険制度に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい

《備品等の確保》

- たんの吸引等の実施のために必要な備品等を備えること

備えておくべき備品等一覧

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可
心配蘇生訓練用器材一式	適当数	緊急時の心肺蘇生措置に備えた訓練用

※同一敷地内にある複数事業所においてたんの吸引等業務を行なう場合には、**事業所毎の業務に支障が無い場合は備品等の併用ができる。その場合は、当該事業所が同一敷地内にあることが分かる地図等の書類を添付すること。**

※たんの吸引等の提供を受ける者が必要な備品等を所有している場合は事業所で備える必要はないが、備品の保管場所等が分かるようにしておくこと

《衛生的な管理及び感染症予防措置》

- 備品等の衛生管理に努めること
- 対象者間の感染予防及び従事者が感染源となることを予防するため、消毒・滅菌の徹底、必要に応じて使い捨て機材の活用を図るほか、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること
- 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと

《対象者又はその家族等への説明と同意》

- 計画書の内容として記載されている医師の指示、具体的なたんの吸引等の手順、具体的な緊急時の対応手順などについて対象者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行なうこと
- 十分な安全確保が図られている中で実施されていることについて、対象者の理解、同意を得た上で実施すること

《秘密の保持》

- たんの吸引等業務に関して知り得た情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じること。
※従事する介護職員等が事業所を離れた後も対象者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約締結時等に取り決めるなどの措置を講ずること
- ※介護福祉士には守秘義務が課せられているので、事業者はその旨の周知を徹底すること。**

- (3) 医療的ケア実施体制が充実しており介護福祉士等が実施する必要性に乏しい場合は非該当となること

※病院又は診療所は登録の対象外

(介護療養病床及び病院又は診療所で実施している通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションも同様)

*以下は、2（２）登録喀痰吸引等事業者にのみ付加される登録基準

(4) 介護福祉士の実地研修

《実地研修未修了の介護福祉士への実地研修実施》

- 介護福祉士が医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を行なうこと

□介護福祉士の実地研修の修得程度の審査

- ・介護福祉士に対する実地研修については、登録研修機関が実施するたんの吸引等研修（第１号・第２号研修）の課程と同等程度以上のものとする
- ・実地研修の実施は医師、看護師その他の医療関係者との連携確保を踏まえて実施すること

□実地研修修了証の交付

- ・審査により実地研修において習得すべき技能を修得したと認められる介護福祉士に対して、実地研修修了証を交付すること

□帳簿の作成及び保管

- ・実地研修修了証を交付した場合には、交付を受けた介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿を作成するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存すること
- ※業務を廃止した場合には、帳簿を県に引き継ぐこと

□介護福祉士の実地研修の県知事への報告

- ・実地研修修了証の交付状況について、年３回定期的に県に報告すること

4. 申請等手続きについて

○ 2（1）登録特定行為事業者の新規登録申請

【必要書類】

書類名			様 式	備 考
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書			第 1 号様式	
（設置者が法人の場合）定款または寄附行為				原本証明
（設置者が法人の場合）登記事項証明書				発行日から 6 ヶ月以内の原本
（設置者が個人の場合）住民票の写し				発行日から 6 ヶ月以内の原本
社会福祉士及び介護福祉士法第 4 8 条の 4 各号の規程に該当しない旨の誓約書			第 1 号様式の 3	
介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿			第 1 号様式の 2	
介護福祉士登録証・認定特定行為業務従事者認定証の写し				看護師資格のある介護職員は 看護師免許証のコピー
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類			第 1 号様式の 4	
業務方法書			参考例	
適合要件 1	①	医師の指示書	参考様式 1	書式のみの提出で可
	②	連絡体制・連携体制表（施設・訪問）	参考例	
	③	関係機関一覧		
	④	実施計画書	参考様式 2	書式のみの提出で可
	⑤	実施状況報告書	参考様式 3	書式のみの提出で可
	⑥	緊急時連絡体制表		
適合要件 2	③	安全委員会設置規程		
		ヒヤリ・ハット事例報告書	参考様式 5	
	④	研修規程		年間研修計画等
	⑤ ⑥	備品一覧表	参考例	
		備品の衛生管理規定		
	⑦	感染予防及び感染症発生時の対応マニュアル		既存のものに追加で可
	⑧	説明・同意書	参考様式 4	書式のみの提出で可
	⑨	情報の秘密保持に関する規定		既存のものに追加で可

○ 2（2）登録喀痰吸引等事業者の新規登録申請

【必要書類】

書類名			様式	備考
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書			第1号様式	
（設置者が法人の場合）定款または寄附行為				原本証明
（設置者が法人の場合）登記事項証明書				発行日から6ヶ月以内の原本
（設置者が個人の場合）住民票の写し				発行日から6ヶ月以内の原本
社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規程に該当しない旨の誓約書			第1号様式の3	
介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿			第1号様式の2	
介護福祉士登録証・認定特定行為業務従事者認定証の写し				たんの吸引等の行為を付記された介護福祉士登録証の写し
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類			第1号様式の4	
業務方法書			参考例	
適合要件1	①	医師の指示書	参考様式1	書式のみの提出で可
	②	連絡体制・連携体制表（施設・訪問）	参考例	
	③	関係機関一覧		
	④	実施計画書	参考様式2	書式のみの提出で可
	⑤	実施状況報告書	参考様式3	書式のみの提出で可
	⑥	緊急時連絡体制表		
適合要件2	③	安全委員会設置規程		
		ヒヤリ・ハット事例報告書	参考様式5	書式のみの提出で可
	④	研修規程		年間研修計画等
	⑤ ⑥	備品一覧表	参考例	
		備品の衛生管理規定		
	⑦	感染予防及び感染症発生時の対応マニュアル		既存のものに追加で可
	⑧	説明・同意書	参考様式4	書式のみの提出で可
	⑨	情報の秘密保持に関する規定		既存のものに追加で可

介護福祉士による実地研修にかかる書類一覧

書類	参考様式	備考
確認書	実地研修1	
実地研修実施に係る説明書兼同意書	実地研修2	
介護福祉士の実地研修にかかる喀痰吸引等指示書	実地研修3	※実地研修の指示書は診療報酬の算定対象にならないことから、受講生の所属事業所の負担になります。
実地研修実施計画書	実地研修4	

実施状況報告書	実地研修 5	医師への報告書
喀痰吸引等業務ヒヤリ・ハット報告書	実地研修 6	
指導者評価票	実地研修 7	
実地研修 総合評価票	実地研修 8	
実地研修修了証	実地研修 9	
喀痰吸引等 実施結果報告書	実地研修 10	※修了者管理簿と共に提出してください。
介護福祉士の喀痰吸引等実地研修 修了者管理簿	実地研修 11	※7月、11月、3月末現在のものを、翌月の20日までに実施結果報告書と共に提出してください。

○ 登録適合書類について

適合要件	記載すべき内容	書類例
要件1 医師、看護師との連携確保		
1-① 喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること	たん吸引等の実施内容（指示の対象、内容、期間等）が明確となっていること	・医師の指示書 ・業務方法書
	医師からの指示の方法が文書によるものとなっていることが文書化されていること	
	指示内容に関する確認の方法が文書化されていること	
	指示書の管理方法が文書化されていること	
1-② 利用者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること	医師、看護職員が定期的に確認することが文書化されていること（確認頻度については、利用者ごとに異なることから、その部分分かるような記載となっていることが望ましい）	・連絡体制・連携体制表 ・業務方法書 ・関係機関一覧
	医師、看護職員が確認した結果、対応方法等について介護職員等が指導を受けることが文書化されていること	
1-③ 医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること	個別の対象者ごとに具体的に医療従事者及び介護職員の役割分担を形成することが文書化されていること	
	関係機関の名称、関係者の氏名及び役職等が明記されていること	・実施計画書 ・業務方法書
	医療従事者及び介護職員それぞれの情報共有方法及び、連絡窓口が明記されていること	
1-④ 医療従事者と連携のもと、利用者ごとの喀痰吸引等実施計画書を作成すること	実施行為の留意点等が記載できること	
	喀痰吸引等実施計画書の作成について、作成方法、施設内の承認過程及び、関係職種や、対象者及びその家族等との共有方法が文書化されていること	
	実施計画書の管理方法、期間が文書化されていること	
	計画に変更が発生した際の計画書変更方法について文書化されていること	

1-⑤ 喀痰吸引等実施報告書を作成し、担当医師に提出すること	対象者名・実施日・実施内容・実施結果が記載できること	・実施状況報告書 ・業務方法書
	喀痰吸引等実施報告書の作成について、作成方法、施設内の承認過程及び、医師への報告方法及び、その他関係職種への情報共有方法について文書化されていること（報告頻度については、利用者ごとに異なることから、その部分が分かるような記載となっていることが望ましい）	
	実施報告書の写しの管理方法、期間について文書化されていること	
1-⑥ 緊急時における医療従事者との連絡方法が定められていること	緊急時の対応方法として状況確認方法、措置方法、上位者への連絡手順が文書化されていること	・緊急時連絡体制表 ・業務方法書
	医療従事者に連絡するまでの連絡ルート（連絡先を含む）が文書化されていること	
要件 2 喀痰吸引等の実施内容及び実施記録		
2-① 喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等が業務を行うこと	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿に修了した実地行為種別が記載されていること（ <u>看護師等であって介護職員として勤務する者にあつては、該当資格を有することの記載があること</u> ）	・従事者名簿（第 1 号様式の 2） ・認定証の写し ・介護福祉士登録証の写し ・看護師免許の写し
	介護福祉士登録証、認定特定行為業務従事者認定証の写しから、修了した実施行為種別が確認できること（看護師にあつては免許書の写しの提出のみ）	
2-② 介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること	実地研修実施体制が整備されていること	（ <u>登録特定行為事業者は不要</u> ） ・業務方法書 ・実地研修実施方法書
	研修計画の作成が文書化されていること	
	実地研修に関係する書類が整備されていること	
	実地研修修了者管理簿の保存、業務廃止時の県への引き継ぎが文書化されていること	
	実地研修について損害賠償保険に加入するなど安全確保措置が文書化されていること	
2-③ 安全委員会の設置が規定されていること	安全委員会の構成員及び、その役割分担が文書化されていること	・業務方法書 ・安全委員会設置規程 ・ヒヤリ・ハット事例報告書
	安全委員会で管理すべき項目、会議の実施頻度が文書化されていること	
	安全委員会で管理すべき項目に「喀痰吸引等業務の実施計画や実施状況」の他、「OJT 研修」「ヒヤリ・ハット等の事例蓄積、分析」「備品及び衛生管理」が含まれていること	
2-④ 安全性確保のための研修体制が確保されていること	特定行為に関する OJT 研修の内容や研修対象者、実施頻度等が文書化されていること	・業務方法書 ・研修規程
2-⑤ 喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっていること	備品一覧（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン、心肺蘇生訓練用機材）及びその使用目的が文書化されていること	・備品一覧表 ・業務方法書

2-⑥ 衛生面を考慮した備品の 管理方法が規定されてい ること	備品一覧に記載した備品のうち、衛生面について考慮が必要な ものについて、その管理方法が文書化されていること	
2-⑦ 感染症の予防、発生時の 対応方法が規定されてい ること	感染症を予防するための衛生管理方法が文書化されていること	・業務方法書 ・感染予防及び発生時 の対応マニュアル
	感染症の発生が疑わしい場合の確認方法が文書化されてい ること	
	感染症発生時の対応方法及び、関係機関への連絡方法が文書化 されていること	
2-⑧ 喀痰吸引等実施に対する 利用者、家族への説明、 同意手順が規定されてい ること	利用者もしくはその家族に対して、文書および口頭で説明を行 い、説明内容については以下の事項を含むことが文書化されて いること a) 提供を受ける特定行為種別 b) 提供を受ける期間 c) 提供を受ける頻度 d) 介護職員が特定行為を行うこと e) 提供体制	・説明・同意書 ・業務方法書
	同意を受けた内容に変更が発生した場合に再度説明し、同意を 得ることが文書化されていること	
	同意書の管理方法、期間が文書化されていること	
2-⑨ 業務を通じて知り得た情 報の秘密保持措置が規定 されていること	業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が文書化されてい ること	・業務方法書 ・個人情報保持に関 する規程等 ・雇用契約書等

5. 事業者登録の変更・辞退の届出について

【実施する特定行為を追加するとき】

書 類	様 式	備 考
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）追加登録申請書	第3号様式	
介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	第1号様式の2	
介護福祉士登録証・認定特定行為業務従事者認定証の写し		
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類	第1号様式の4	行為の追加に伴い変更が生じた書類のみの提出で可。変更のない書類については、該当書類欄に「提出済」と記載

【登録された内容を変更するとき】

書 類	様 式	備 考
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書	第3号様式の2	※変更の内容に応じて下記添付書類を提出
変更事項	様 式	添付書類等
設置者に係る事項	代表者氏名	・法人の場合：登記事項証明書 ・個人の場合：住民票 ※発行から6ヶ月以内の原本 ・誓約書(第1号様式の3)
	代表者（法人）の名称・所在地	・法人の場合：登記事項証明書 ・個人の場合：住民票 ※発行から6ヶ月以内の原本
	事業所の名称・所在地	変更内容がわかる書類の添付 ※県または市町村へ提出した変更届出書のコピー及び運営規程
	法人の寄附行為又は定款、登記事項証明書	法人寄附行為又は定款(原本証明)、登記事項証明書
登録に係る事項	業務方法書	変更後の業務方法書 ※変更箇所を明記すること
	喀痰吸引等を行う認定特定行為業務従事者の名簿 （追加・削除、氏名変更、特定行為の追加等）	第1号様式の2 認定行為業務従事者認定証の写し ※追加・変更のみ （看護師の資格のある介護職員の場合は看護師等免許の写し）
	喀痰吸引等の実施に係る備品一覧	変更後の備品一覧等

【辞退するとき】

書 類	様 式	備 考
登録喀痰吸引等事業所（登録特定行為事業所）登録辞退届出書	第3号様式の3	以下の場合には辞退後に改めて事業者登録をしてください。 ・事業所の設置母体が変わる ・事業所の事業種別が変更される ※登録通知の原本を必ず発行元の課 あて返却すること！

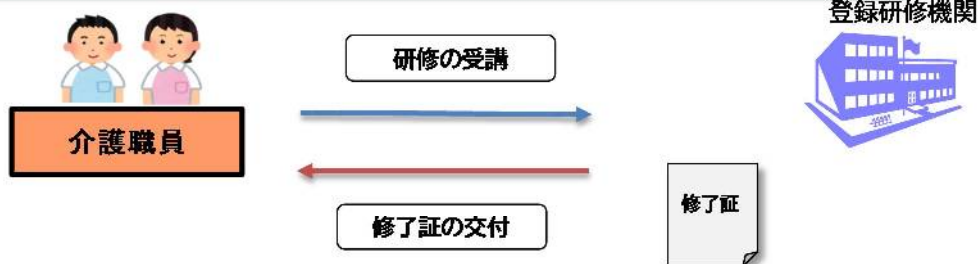
6. たんの吸引等ができるまでの流れ

介護職員等がたん吸引等の業務ができるまで(概略)

介護職員等がたんの吸引・経管栄養の業務を行うには、次の2点を満たしている必要があります。

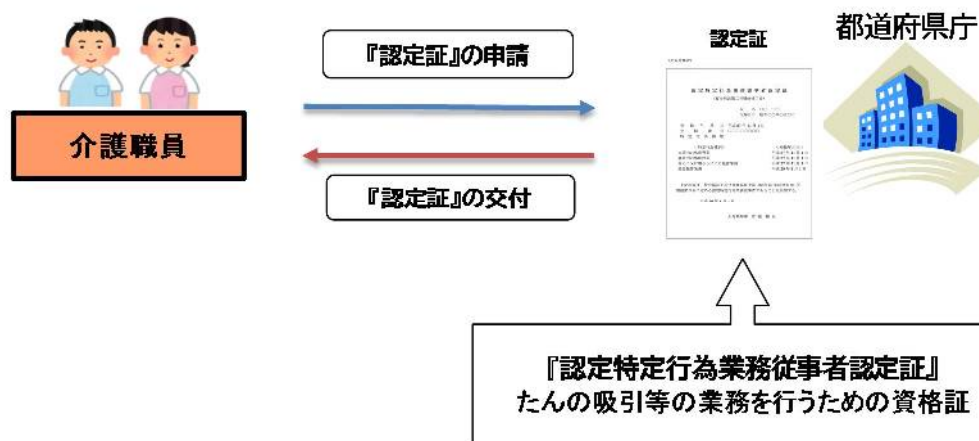
- ①認定特定行為業務従事者認定証を取得していること
- ②就労事業所が登録特定行為事業者であること

- 1** 「喀痰吸引等研修」(第1・2・3号研修)を受講する。
実地研修修了後、「修了証明証」が交付される。



- 2** 「修了証明証」を添付し、都道府県に「認定証」の申請をする。

- 3** 県から「認定証」の交付を受ける。



- 4** 医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等の提供を行うことができます。
※所属事業所が事業者登録をしていることが必要



介護福祉士としてたん吸引等の業務ができるまで(概略)

介護福祉士の資格においてたんの吸引・経管栄養の業務を行うには、次の2点を満たす必要があります。

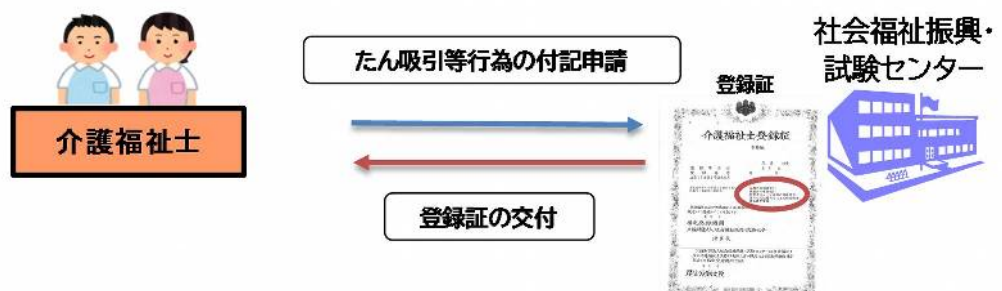
- ①介護福祉士登録証に実地研修を修了した行為の記載があること
- ②就労事業所が登録喀痰吸引等事業者であること

1 介護福祉士の資格を取得する。
※医療的ケアの研修を修了していない場合は、登録研修機関で基本研修(第1・2号研修)の受講が必要。介護福祉士養成課程にて実地研修を修了している場合は③へ

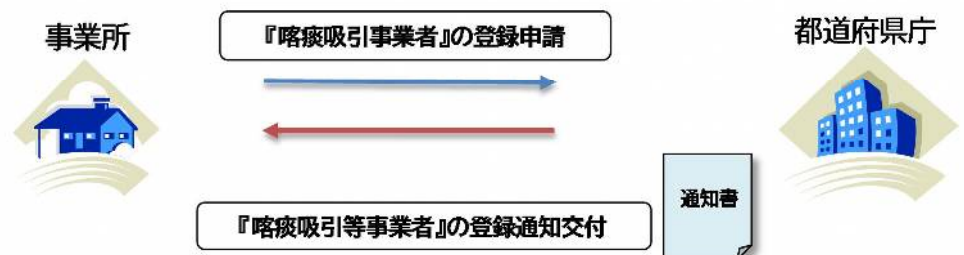
2 実地研修を受講する。
※就労事業所が登録喀痰吸引等事業者の場合、自施設又は登録研修機関にて受講。
登録喀痰吸引等事業者でない場合、登録研修機関にて受講

3 **2** の実地研修の実施機関(勤務先の登録喀痰吸引等事業者又は登録研修機関)から「実地研修修了証」を受領する。

4 介護福祉士登録証への喀痰吸引等行為の付記を申請する。
((公財)社会福祉振興・試験センターに申請)



5 就労事業所が登録喀痰吸引等事業者でない場合は事業所の登録申請をする。
(登録喀痰吸引等事業者の場合は⑥へ)



6 医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等業務の提供を行うことができる。
※介護福祉士登録証に付記された行為の業務のみ



7. 「社会福祉士及び介護福祉士法」において定められる罰則規定

規定条文	規定違反の内容		罰則対象者	罰則内容
法第 53 条	法第 48 条の 3 第 1 項	喀痰吸引等業務の登録を受けずに業務を行ったとき	違反行為者	30 万円以下の罰金
	法第 48 条の 7	喀痰吸引等業務の停止命令を受けたにもかかわらず、業務を行ったとき		
法第 55 条	法第 48 条の 9 において準用する法第 19 条	知事が必要に応じて行う登録喀痰吸引等事業者の業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	違反行為者	20 万円以下の罰金
	法第 48 条の 9 において準用する法第 20 条	知事が必要に応じて行う登録喀痰吸引等事業者の事務所への立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず若しくは虚偽の陳述をしたとき		
法第 56 条	法第 53 条第 4 号若しくは第 5 号又は法第 55 条	法第 53 条第 4 号若しくは第 5 号又は法第 55 条の違反行為をしたとき	違反行為者が属する法人及び人	第 53 条 30 万円 第 55 条 20 万円 の罰金刑
法附則 第 31 条	法附則第 27 条 第 1 項	特定行為業務の登録を受けずに業務を行ったとき	違反行為者	30 万円以下の罰金
	法第 48 条の 7	特定行為業務の停止命令を受けたにもかかわらず、業務を行ったとき		
法附則 第 34 条	法附則第 27 条 第 2 項に準用する法第 19 条	知事が必要に応じて行う登録特定行為事業者の業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	違反行為者	20 万円以下の罰金
	法附則第 27 条 第 2 項で準用する法第 20 条 第 1 項	知事が必要に応じて行う登録特定行為事業者の事務所への立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず若しくは虚偽の陳述をしたとき		
法附則 第 35 条	法附則第 31 条 第 3 号若しくは第 4 号又は法附則第 34 条	法附則第 31 条第 3 号若しくは第 4 号又は法附則第 34 条の違反行為をしたとき	違反行為者が属する法人又は人	第 31 条 30 万円 第 34 条 20 万円 の罰金刑
法附則 第 36 条	法附則第 11 条 第 4 項	認定特定行為業務従事者認定証の返納命令に従わなかったとき	違反行為者	10 万円以下の過料